

富山市入札監視委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市附属機関設置条例第3条の規定に基づき、富山市入札監視委員会の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、富山市（上下水道局及び病院事業局を含む。）が発注する建設工事、物品購入、物品修繕、業務委託及び賃貸借（以下「市工事等」という。）に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 入札及び契約の手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 委員会が抽出した市工事等に関し、一般競争入札参加資格の設定の理由及び指名競争入札に係る指名の理由等について審議すること。
- (3) 一般競争入札の非認定理由、指名競争入札の非指名理由、随意契約の非選定理由、総合評価落札方式による非落札理由及び入札手続等に係る再苦情について、公正かつ中立な立場で審議し、市長にその結果を報告すること。

(委員及び組織)

第3条 委員は、中立かつ公正の立場で客観的に入札及び契約について審議等を行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員は、非常勤とする。
- 3 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。
- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議及び議決)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議は、原則として、年4回開催する。ただし、第2条第3号の事務に係る会議は、必要に応じ開催する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の

決するところによる。

5 会議は、原則として非公開とする。

6 会議の議事概要は、公表する。

7 委員会が必要と認めるときは、専門的な知識を有する者から意見を聴くことができる。

(抽出の委任)

第5条 委員会は、第2条第2号に掲げる市工事等の抽出に関する事務を、あらかじめ指名した委員に委任することができる。

2 前項の規定により委任を受けた委員は、会議において、自ら行った抽出の結果を報告しなければならない。

(意見の具申)

第6条 委員会は、第2条第1号及び第2号の事務に関し、報告の内容又は審議した市工事等について改善すべき点があるときは、必要な範囲で市長に対して意見の具申を行うものとする。

2 市長は、前項の意見の具申を受けた場合には、その内容を公表するものとする。

(再苦情処理)

第7条 委員会は、第2条第3号の事務については、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に市長に対する報告を終えるようにしなければならない。

(委員の除斥)

第8条 委員は、第2条第2号及び第3号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、財務部契約課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。